

大分県ボウリング連盟

倫理に関するガイドライン

<趣旨>

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の文化である。ボウリング競技もその一翼を担い、県民の健康増進、青少年の健全育成及び地域スポーツの振興に大きく寄与している。

大分県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）は、大分県におけるボウリング競技の普及・振興及び競技力向上を担う団体として、高い公益性及び社会的責任を有している。

本連盟の役員、委員、事務局職員、監督、コーチ、公認スポーツ指導者、審判員、競技役員及び登録競技者等は、スポーツマンシップ及びフェアプレーの精神に基づき、法令、競技規則及び社会規範を遵守し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

近年、スポーツ団体において暴力、ハラスメント、不適切な会計処理、不正受給等の事案が発生していることを踏まえ、本連盟は健全で透明性の高い組織運営を推進するため、本ガイドラインを定める。

I 人道的行為に起因する事項

1 身体的・精神的暴力（バイオレンス）の禁止

- 組織運営又は競技指導においては、互いの人格を尊重し、十分な話し合いにより相互理解に努めること。
- 暴力、暴言、威圧、脅迫その他人格を傷つける行為を禁止する。
- 監督・コーチ等は競技者への体罰及び不適切な指導を一切行わないこと。

2 ハラスメントの防止

- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他一切のハラスメントを禁止する。
- 相手が不快と感じる性的言動や差別的言動を行わないこと。
- 被害を受けた場合は相談窓口へ相談すること。

3 アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止

- アンチ・ドーピング規則を遵守すること。
- 禁止物質や薬物乱用防止について継続的な教育・啓発を行うこと。

4 指導者等と競技者の関係

- 立場を利用した強要及び不当な要求を行わないこと。
- 競技者の人格、プライバシー及び人権を尊重すること。

II 不適切な経理処理に起因する事項

1 経理処理

- 補助金等は目的に従い適正に執行し、目的外使用を行わないこと。
- 会計規程に基づき複数人による内部牽制及び監査体制を整備すること。

2 不正行為

- 横領、贈収賄、架空請求、不適切な報酬・接待の授受等を禁止する。

III 代表選手及び役員等の選考

1 公平・透明な選考

- 選考基準を明確に定め、公平かつ透明性のある選考を行う。
- 選考結果について説明責任を果たす。

IV 社会規範の遵守

1 日常生活における行動

- 競技活動の内外を問わず、法令、社会規範及び公序良俗を遵守し、本連盟の信用を損なう行為を行わない。

V 通報制度

1 通報及び相談

- 本連盟は倫理違反等に関する相談・通報窓口を設置する。

2 匿名による通報

- 匿名による通報は原則として受理しない。
- ただし、内容に具体性及び信用性があり、重大な法令違反又は倫理違反が疑われる場合は、この限りでない。

附則

このガイドラインは、理事会の議決を経て令和8年8月2日から施行する。